

主要事業の用地取得の進捗状況等について

(北陸地方整備局直轄の公共事業のうち、用地取得率が80パーセント又は用地幅杭の打設終了から3年に到達した事業。)

令和4年7月1日現在

【ダム事業】

事業名称 (事業認定単位)	用地取得		着工 予定期 間	完成 見込時期	収用手続への移行の状況 並びに収用手続に移行していない 場合にはその理由及び対応策
	用地幅 杭打設 終了の 時期	用地 取得率 (%)			
一級河川庄川水系利賀川 利賀ダム建設事業 (富山県南砺市利賀村草嶺地内 ～同市利賀村岩渕地内)	H11.6	85	着工済	R13年度	事業認定申請準備中

【道路事業】

事業名称 (事業認定単位)	用地取得		着工 予定期 間	完成 見込時期	収用手続への移行の状況 並びに収用手続に移行していない 場合にはその理由及び対応策
	用地幅杭 打設終了の 時期	用地 取得率 (%)			
一般国道7号改築 栗ノ木道路 (新潟県新潟市中央区沼垂東地内 ～同区鎧地内)	H21.7	95	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道7号改築 紫竹山道路 (新潟県新潟市中央区鎧地内 ～同区紫竹山地内)	H23.11	96	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道7号改築 朝日温海道路 (朝日まほろばIC～県境) (新潟県村上市川端地内～山形県 境)	H28.11	98	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道253号改築 八箇峠道路(9-5工区) (新潟県南魚沼市野田地内 ～同市余川地内)	H31.4	95	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道8号改築 直江津バイパス (新潟県上越市三ツ屋町地内 ～同市塩屋新田地内)	H18.12	94	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道8号改築 入善黒部バイパス (富山県下新川郡入善町桐山字大門 地内～同町上野字川原田地内)	H28.10	91	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	事業認定申請準備中
一般国道8号改築 豊田新屋立体 (富山県富山市小西地内 ～同市粟島町一丁目字半田割地内)	H28.12	89	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道470号新設 輪島道路 (輪島IC(仮称)～三井IC(仮称)) (石川県輪島市杉平町地内～同市三 井町本江地内)	R3.10	86	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。
一般国道159号改築 羽咋道路 (石川県羽咋市四柳町地内 ～宝達志水町二口地内)	H30.2	67	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	関係者との話し合いや関係機関の協力を得ながら 任意協議を進め、完成時期を勘案しながら計画的 に用地取得を図る。

都市計画事業の状況等について

令和4年7月1日現在

事業名称 (事業承認単位)	用地取得		着工 予定期 時期	完成 見込時期	事業の状況並びに 事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等
	用地幅 杭打設 終了の 時期	用地 取得率 (%)			
一般国道159号 博労町～武戲交差点改良 (石川県金沢市博労町地内 ～同市下近江町地内)	H28.3	84	着工済	完成に向けた 円滑な事業実 施環境が整つ た段階で確定 予定	事業承認告示済 ※一部手続き保留中

※「用地取得率」とは、土地所有者・関係人数全体に対する契約済みの土地所有者・関係人数の割合をいう。

※「完成見込時期」等に関しては令和4年7月現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性がある。

※「用地幅杭打設終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなる。

※「着工予定期」は、事業名称(事業認定単位)の区間(区域)の一部についてのみ着工している場合でも「着工済」と記載している。

※「事業認定申請準備中」とは、関係者との任意の協議を行いながら事業認定申請の準備を行っていることをいう。

※「事業承認告示済」とは、都市計画法第62条第1項の規定による告示をいう。本告示は、土地収用法第26条第1項の規定による事業認定の告示とみなされる(都市計画法第70条)。